

議案第 50 号

後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 10 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

令和 8 年度からの市町村事務処理標準システムへの移行による納期限と口座振替日を同日とする運用変更に伴い、第 6 期（12 月分）の後期高齢者医療保険料が年内の収納となるよう納期限を変更するため、この条例案を提出するものです。

後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正後	改正前
<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 <u>12月1日から同月26日まで</u></p> <p>第7期 1月1日から同月31日まで</p> <p>第8期 2月1日から同月28日まで（ただし、閏年は29日まで）</p> <p>第9期 3月1日から同月31日まで</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 <u>12月1日から同月31日まで</u></p> <p>第7期 1月1日から同月31日まで</p> <p>第8期 2月1日から同月28日まで（ただし、閏年は29日まで）</p> <p>第9期 3月1日から同月31日まで</p> <p>2から4まで (略)</p>

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。